

令和7年度

定期監査結果報告書

中津川市監査委員



中監査第26号  
令和8年3月12日

中津川市長 小栗 仁志 様  
中津川市議会議長 島崎 保人 様  
中津川市関係行政委員会の長 様

中津川市監査委員  
光岡 要次郎  
牛田 敬一

令和7年度定期監査の結果について

令和6年度の定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

## 目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の実施場所及び日程	3
7	監査の結果	5

## 1 監査の基準

この監査は、中津川市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第1項の規定による財務監査を実施した。

## 3 監査の対象

この監査は、次の各所属における令和6年度決算を対象とした。

### ■市長公室

秘書広報課、人事課、政策課

### ■総務部

総務管財課、DX戦略課、防災安全課、消費生活相談室、財政課

### ■医療福祉部

社会福祉課、高齢介護課、健康課、こども家庭課、医療政策課、地域総合医療センター、国保直診診療所、中津川市民病院、国保坂下診療所、坂下老人保健施設

### ■市民部

市民保険課、メモリアル施設整備課、税務課、地域づくり協働課、山口総合事務所、坂下総合事務所、川上総合事務所、加子母総合事務所、付知総合事務所、福岡総合事務所、蛭川総合事務所、苗木事務所、坂本事務所、落合事務所、阿木事務所、神坂事務所

### ■環境水道部

環境課、環境センター、汚泥処理センター、水道課、下水道課、浄化管理センター、水道経営課

### ■文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課、中央公民館、図書館、文化課、鉱物博物館

### ■農林部

農政課、家畜診療所、林政課、農林整備課

### ■商工観光部

商業課、工業課、観光課、ひと・まちテラス

■ リニア都市政策部

都市計画課、リニア対策課、リニア推進坂本事務所、駅周辺企画課、  
区画整理課

■ 建設部

建設課、建築住宅課、用地課、管理課

■ 消防本部

消防総務課、警防課、予防課、救急指令課、中消防署（坂下分署）、  
西消防署（蛭川分署）、北消防署（加子母分署）

■ 会計課

■ 教育委員会事務局

教育総務課、教育施設課、学校教育課、教育研修所、幼児教育課、発達支  
援センター、阿木高等学校、加子母中学校、付知中学校、加子母小学校、  
付知北小学校、付知南小学校、中津川幼稚園、中津川保育園、北野保育園、  
苗木保育園、付知保育園、福岡保育園、高山保育園、坂本こども園、加子  
母こども園

■ 市議会事務局

■ 農業委員会事務局

■ 監査委員事務局

## 4 監査の着眼点

令和6年度中津川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確であり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その組織及び運営の合理化に努めているかに着眼し、各課等における収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理等の事務の執行について、合法性・正確性、支出の経済性・効率性、事務運営の合理性・健全性等の観点から監査を行った。

## 5 監査の主な実施内容

事前に提出された監査資料に基づき、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、令和6年度の重点目標、課題等について説明を受け、質疑を行った。必要に応じ関係書類を点検し、併せて収入・支出のうち重要性が高いと思われる事業を試査により抽出し、証拠書類等と照合した。

## 6 監査の実施場所及び日程

前期 令和7年7月25日から令和7年9月4日まで

後期 令和7年10月7日から令和7年11月25日まで

< 監査日程表（前期） >

監査実施日	監 査 対 象					
	時間	午 前	実施場所	時間	午 後	実施場所
7月25日(金)				13:30 開始	監査委員事務局 議会事務局	4-3会議室
8月1日(金)				13:15 開始	秘書広報課 政策課 防災安全課	4-3会議室
8月5日(火)	9:00 市役所出発	汚泥処理センター 環境センター	現地	13:15 開始	中津川市民病院 坂下診療所、坂下老人保健施設	現地
8月6日(水)	8:45 市役所出発	ひと・まちテラス、図書館 都市計画課	現地 4-3会議室	13:15 開始	人事課	4-3会議室
8月12日(火)	9:00 開始	健康課 国保直診診療所	健康福祉会館 健康教室			
8月13日(水)	9:00 開始	農政課・家畜診療所 林政課 農業委員会事務局	会議棟 201会議室	13:30 開始	教育総務課 教育施設課 学校教育課、教育研修所	本町分庁舎
8月15日(金)	9:00 開始	市民保険課 メモリアル施設整備課	4-3会議室	13:15 開始	環境課 消防本部	水道分室 消防署
8月18日(月)	8:45 市役所出発	商業課 工業課 観光課	にぎわいプラザ	13:30 開始	高齢介護課 こども家庭課	健康福祉会館
8月19日(火)	9:00 開始	建設課 用地課	4-3会議室	13:30 開始	水道課、水道経営課(企業会計) 下水道課、浄化管理センター、 水道経営課(一般・企業会計)	水道分室
8月25日(月)	9:00 開始	管理課 総務管財課	4-3会議室	13:30 開始	会計課 財政課	4-3会議室
8月28日(木)	8:45 市役所出発	地域づくり協働課 中央公民館	本町分庁舎	13:15 開始	文化課 生涯学習スポーツ課 幼児教育課	本町分庁舎
9月2日(火)	9:00 開始	税務課	4-3会議室			
9月4日(木)	9:00 開始	建築住宅課 リニア対策課	4-3会議室	13:15 開始	社会福祉課、医療政策課、 地域総合医療センター、 DX戦略課	健康福祉会館3F 子ども家庭相談室 DX戦略課

< 監査日程表（後期） >

監査予定日	監 査 対 象					
	時間	午 前	実施場所	時間	午 後	実施場所
10月 7日(火)	9:00 市役所出発	阿木事務所 阿木高等学校	現地	13:15 開始	坂本事務所 駅周辺企画課 区画整理課	坂本事務所 コミュニテールーム
10月27日(月)	9:30 市役所出発	蛭川総合事務所	現地			
10月29日(水)	9:00 市役所出発	福岡総合事務所 農林整備課	福岡総合事務所 2階世代交流室	13:15 開始	付知総合事務所 加子母総合事務所	現地
11月10日(月)	9:00 市役所出発	発達支援センター 中津川保育園 中津川幼稚園	現地	13:30 市役所出発	福岡保育園 苗木保育園 北野保育園	現地
11月13日(木)				13:45 市役所出発	高山保育園 坂本こども園	現地
11月19日(水)	8:45 市役所出発	付知南小学校 付知保育園 付知中学校	現地	13:00 開始	付知北小学校 加子母中学校 加子母小学校 加子母こども園	現地
11月20日(木)	9:00 市役所出発	苗木事務所 鉱物博物館	現地	13:30 開始	山口総合事務所 坂下総合事務所 川上総合事務所	現地
11月25日(火)	9:00 市役所出発	落合事務所 神坂事務所	現地			

## 7 監査の結果

各課等の事務・事業の執行状況については、全般的に適正であることを確認した。軽易な事項については、その都度口頭により伝え、指摘・改善事項については、進捗管理システムを活用し、その後の対応状況を監察している。

なお、主な監査意見は、次のとおりである。

### (1) 契約事務の適正な処理について

契約事務について「中津川市契約規則」及び「契約事務の取扱いについて」等に基づき行われており、概ね適正な処理がなされていると認められたが、単価契約によるもののなかで、予算執行何の決裁額を超えて執行されているものが見受けられた。令和5年度から引き続いて指摘しており、直接指摘を受けた所属においては、ほぼ改善されてはいるが、一方で改善されていない所属もある。今後は、各所属における改善のみでなく、市全体として単価契約による予算執行の事務処理が適正に処理されるよう徹底されたい。

また、一部の委託契約において契約書の記載内容にそぐわない支出が見受けられた。そのような例外的な支出を行う場合は、支出内容について必ず決裁を受け、支払い手続きを行うよう徹底されたい。

### (2) 不用額の生じた予算について

予算の執行管理について、本来は減額補正をすべき事業において、補正されていない事案が認められた。当初予定していた予算額から大幅に減額あるいは不要となった事業について、補正予算で減額すべきものは適切な減額手続きを速やかに実施し、不要な予算の保持を防ぎ限られた財源の有効活用に努められたい。

### (3) 不納欠損の適正な処理について

前年度までの指摘により、不納欠損に必要な滞納処分執行停止の基準の整備は進められた。不納欠損の処理は必ず明確な根拠のもとで行うことが重要である。そのためには個々の滞納整理記録を適切に管理し、公平で透明な徴収業務の実施が必須である。根拠薄弱な滞納処分の執行停止及び欠損処理は市民間の不平等を生じさせ、市民の納税や納付意識の減退を招きかねない。公共の利益を守る観点からも、引き続き、適正な処分が行われるよう努められたい。

#### (4) 水道事業会計における引当金の計上について

水道事業会計の退職給付引当金の取り扱いについては、これまでの指摘により改善された。しかしながら、修繕引当金においては、従前同様に引当金が計上され続けている。令和5年度から引き続いての指摘事項であり、計上の必要性も含め適正な金額であるかを検討し、早急に改善されるよう努められたい。

#### (5) 坂本学校給食共同調理場建設工事の遅延について

坂本学校給食共同調理場建設工事は令和7年8月完成、給食提供開始は夏休み明けを予定していたが、建築主体工事の遅延により、完成は令和7年10月、給食提供開始は冬休み明けの令和8年1月からとなった。この遅延により、同工事の電気設備工事、機械設備工事の施工事業者が施工する関連工事及び同工事の監理等に大きな影響を及ぼし、約1千1百万円の追加費用が発生した。また、当初、夏休み中の実施を計画していた新施設での調理員による調理器具の練習時間を確保するため、通常の給食調理を代替の調理員で対応したためこれに伴う人件費も発生した。これらの影響により発生した費用等については、市が支出しており、建築主体工事事業者は和解金として、約1千2百万円を支払う義務を認め、和解が成立した。

令和5年にも福岡小学校建設工事の遅延があり、それを受けて策定された再発防止策に基づき、毎週1回、施工事業者、施工監理者、市担当での工程会議を開催するなど進捗管理を実施しており、工事の遅れを早い段階で発見し対応を行ったものの、建築主体工事事業者の工程管理が不十分であったため遅延が発生してしまった。昨今の建設業界を取り巻く様々な社会的情勢の変化を起因とした遅延の発生も含め、今後こうした事態を招かぬよう、今回の遅延に対する防止策を加え、進捗管理を実施されたい。

#### (6) 主要事業の目標設定について

主要事業の目標設定について、達成状況を評価しにくいものが散見された。目標は進捗状況を客観的に測定できるよう、期限も含め数値目標として設定し、定期的に目標の進捗を評価しつつ、必要に応じて調整し取り組むことが重要である。効果的な目標を設定し目標達成に向けて努められたい。

